

# 一般財団法人和歌山環境保全公社 令和2年度事業計画

本公社は、一般財団法人として、県民の良好な生活環境の確保及び地域環境の保全に寄与することを目的として、廃棄物等の安全かつ適正な処理、ごみ削減の3Rの推進及び環境保全のための啓発等に関する事業を行っています。

令和2年度は、公益目的支出計画に位置付けた実施事業及びその他事業を着実に実施してまいります。

まず、公益目的支出計画の実施事業として、和歌山県が設置したすさみ建設残土処分場の運営管理事業の運営に万全を期してまいります。

また、県等と連携しながら、環境保全教育事業及びエコグッズ普及事業の実施、おもしろ環境まつりの開催、和歌山放送ラジオでの3R推進に関する広報番組の放送、産業廃棄物処理事業者等講習会の開催等の循環型社会形成のための啓発推進事業を行ってまいります。

その他事業としては、大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入業務等受託事業を円滑に実施してまいります。

それぞれの事業等の内容は、以下のとおりです。

## (1) すさみ建設残土処分場の運営管理事業

公共事業から発生する発生土（建設残土）を適正に処分するため、和歌山県が設置した公的建設発生土受入施設（西牟婁郡すさみ町）を有償で利用し、建設残土の受入れ及び管理業務等を行ってまいります。

令和2年度は、紀南地域の県建設部、地元市町の公共工事等からの受入実績を踏まえ6万トンの受入を見込んでいます。

今後は、建設残土の受入量及び受入可能量について関係機関に情報提供し、関係機関と連携を密にして処分場の適正な運営管理を行ってまいります。

## (2) 循環型社会形成のための啓発推進事業

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する各種啓発に取り組み、循環型社会の形成に資することを目的とする事業を行ってまいります。

### ア 海洋プラスチックごみ対策を主体とした環境保全教育事業の実施（新規）

海洋保全意識を高めて行くには、幼少期における体験学習が効果的と考えられることから、県内在住の小学生と保護者を対象として、楽しみながら海の現状と課題を学び、実践体験を通じて海洋保全に係るアイデアの創出を促すための全4回の継続参加による体験型海洋保全学習会を開催します。

また、受講成果について動画等で幅広く発信することにより、更に多くの小学生を始めとする県民の方々に海洋保全に係る関心を深め、実践的な行動に繋げて頂けるよう取り組みます。

#### イ エコグッズ普及事業の実施（新規）

「プラスチックごみ対策」及び「食品ロス削減対策」が大きな環境問題として取り上げられていることから、県・市町村等が環境に係る啓発活動や保全活動を行う場合、その参加者に対し、本公社で作成した「レジバッグ」及び「食品ロス削減用マグネットシート」を配布することにより、課題解決の一助となるよう取り組みます。

#### ウ おもしろ環境まつりの開催

昨年12月1日に「みその商店街」において、3回目となる「おもしろ環境まつり」が開催され、本公社は実行委員会の委員に加わるとともに、当日は、空き容器で作る光る雪だるま、トイレットペーパーの芯で作るキラキラ万華鏡の作成体験や啓発グッズの配布を行い、「ごみの3Rの推進」、「食品ロスを減らす」等のアピールを行いました。

令和2年度も引き続き、「おもしろ環境まつり」を通じて、ごみの減量・3Rの推進、循環型社会の実現に向けた啓発を行ってまいります。

#### エ ラジオによる3R推進等に関する情報提供番組の放送

和歌山県は全国に比べて一人当たりごみの排出量が多く、また、低いリサイクル率、依然としてなくなるならぬ不法投棄、災害廃棄物への対応など様々な課題があります。こうした課題を解決するための解決のヒントとなる情報を提供するラジオ広報番組を県と協力して放送します。番組では毎月、テーマ毎に、現状や一人ひとりの取組の必要性等を情報提供してまいります。

#### オ 公社ホームページを活用した3R意識調査等の実施

本公社ホームページを活用して、3R意識調査・3R宣言に参加してもらい、データを収集するとともに意識の向上を図ってまいります。

#### カ 産業廃棄物処理事業者等講習会の開催

産業廃棄物処理事業者等に対する講習会を環境衛生の研究・研修機関や関係行政機関の協力も得ながら実施し、産業廃棄物の適正処理についての正しい知識と理解の普及に努めてまいります。

#### キ 不法投棄防止・3R推進キャンペーンの実施

和歌山市内循環バス及び和歌山バス那賀の路線で、ラッピングバス（車外広告を掲載した路線バス）を走らせ不法投棄防止等を啓発してまいります。

#### (3) 大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入等業務受託事業

同センターから委託を受け、センター内の和歌山基地に運搬される廃棄物受入業務を実施しています。

また、その一環として、雨水ピット・投入ステージ等の定期清掃業務を合わせて受託しています。

紀北・紀中地域から搬入される廃棄物の適正な最終処分の一助となるよう、当事業の実施に万全を期してまいります。

<備考>

本社は、和歌山県、和歌山市外12市町（旧22市町）及び日本製鉄株式会社（旧住友金属工業株式会社）外9事業者からの出捐金1億円をもって昭和56年7月1日に財団法人和歌山環境保全公社として設立されました。

その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令の施行に伴い、平成25年3月18日付けで和歌山県知事の認可を得て、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行しました。同時に、公益目的支出計画の認可を受け、今後も引き続き公益目的事業を積極的に実施していくこととしました。

なお、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）は、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること等を目的として、広域臨海環境整備センター法により昭和57年3月に近畿2府4県を含む市町村等の地方公共団体174団体及び港湾管理者4団体の出資により設立された特殊法人です。